

## 学問によるパンデクテン体系の成立

—19世紀前半のドイツにおける法律学の近代化の一側面(三・完)—

耳野 健二

- 第1章 はじめに—本稿の課題
- 第2章 パンデクテン体系の歴史的成立—ひとつの簡略な概観
  - 第1節 古代から18世紀までの前史
  - 第2節 ピュッターの体系論
  - 第3節 19世紀前半におけるパンデクテン体系の形成
    - 1 1800年ごろの配列
    - 2 フーゴーの私法体系
    - 3 ハイゼの『綱要』における配列
    - 4 ハイゼの配列の影響
    - 5 サヴィニーにおけるパンデクテン体系の完成
      - (1) 1824/25年のパンデクテン講義
      - (2) 『現代ローマ法体系』における配列
- 第3章 19世紀前半における総則の展開
  - 第1節 1800年ごろにおける総則をめぐる状況
    - 1 学問概念と総則
    - 2 総則の配列の展開
  - 第2節 フーゴーの体系における総則
  - 第3節 ハイゼの体系における総則とその影響
    - 1 ハイゼによる総則の配列とハイゼ以後の展開 (以上、前号)
    - 2 ハイゼ式の総則への批判 (以下、本号)
      - (1) ガンスの見解
      - (2) プフタの見解
      - (3) ガンス、プフタ、サヴィニーにおける「一般的なもの」の意義
    - 3 1830年代の配列
  - 第4節 サヴィニーにおける総則の意義
    - 1 ハイゼの『綱要』とサヴィニーにおける「一般的なもの」
    - 2 『現代ローマ法体系』における総則の成立
- 第4章 まとめ

## 2 ハイゼ式の総則への批判

さて、以上のようにハイゼの総則が他の法学者に多かれ少なかれ影響を与えた一方で、興味深いことに、これらとほぼ同じ時期に、ハイゼ式の配列に対する厳しい批判も登場した。この点は、当時であっても体系論がけっして一枚岩ではなかったことを示すひとつの兆候として、注目に値する。そのような立場の代表的論客として、ここではガンスとプフタを取りあげたい。この2人はいずれも、自ら独自の法体系を構築し、そのなかである種の総則を展開しつつも、ハイゼ式の総則を厳しく批判した点で共通している<sup>(317)</sup>。以下、2人の見解を瞥見する。

### (1) ガンスの見解

ガンスは1829年に公刊された『ローマ市民法体系綱要』で、自らの私法体系を明らかにしている。そのなかで既存の諸体系、フーゴー、ティボー、ミュールンブルフ、ブルハルディを念頭において次のように述べている。<sup>(318)</sup>

「まず私は、特殊なもの〔＝各論〕の展開になんら総則を前置しないという点において、既存の諸体系を避けなければならないと信じた。通常は次のように考えることができるであろう。すなわち、一般的なもの全般が特殊なものともつ関係は、すでにそれ自体としてはよく知られており、なんら特殊性を含まない一般的なものとなんら一般性を含まない特殊なものとの存在とするそのような配列は、なおほとんど成立することはできないであろう、と。それでもやはり、ほとんどすべての市民法の教科書と梗概は、そのような総則を含んでいる。……だが、すべてのこれら〔既存の〕総則に示されているところによれば、これらの総則の根底には、かならずしも完全に述べられているわけではないにしても、次のような思想がある。すなわち、のちになってはじめて扱われるべき・あらゆる各論の学説の諸原理をあらかじめ一般的なものにおいて講じておき、そうすることで法

全体をはじめから総則において展開させておく、という思想である。そしてその結果、特殊的なものへの構想力が欠けているため誰にも理解されないごつごつしたむき出しの一般性、そして、その核心を自分自身以外のどこか別の場所にもつ原理なき特殊性、こうしたものが立ち現われるのである。一般的諸原理が学問自身ではなかったというほどに、学問が自己と相争うことになったのはいつのことなのか。ひとが特殊性〔＝各論〕の聖域に到達するまでに長々と〔総則という〕控えの間で待たねばならないほど、学問が高貴な身の上となったのはいつのことなのか。……これらの〔既存の〕総則は、次のような思考の怠惰に従っているにすぎない。すなわち、体系の外部には何も持たないと主張するのだと決断できず、体系の内部に存在できないため除外されてしまった学説を、ある種の控えの間・物置に押し込んでおく自由を体系とともに所有しておきたい、というのである。ここに述べたことを比較的是っきりと確認するためには、幾多の梗概における総則を一瞥してみさえすれば十分である。ブルハルディ（System des Römischen Rechts, Bonn 1823）が総則の第1章で贈与を扱い、各論を自力救済で開始していることを、誰が信じたいであろうか。別の者は、総則のなかで占有を扱い、ほとんどすべての者は親族関係を扱っている。だが親族関係は、私法の最も特殊なもの・最終的なもの、つまり家族を前提するのみならず、それ自身が家族の一部なのである。要するに、総則に設定されうるものとの関係における恣意が、すべての限界を踏み越えているのである。<sup>(319)</sup>」

ガンズはこのように、既存の法体系に見られる総則に対して厳しい批判の言葉を吐いている。ガンズが言うように、たしかにブルハルディは、その『綱要』において、総則のなかで「贈与」を扱い、各論の冒頭で自力救済を扱っている。<sup>(321)</sup>あるいは、たとえばフーゴー、<sup>(322)</sup>ティボーはいずれも占有を総則で扱っていた。<sup>(323)</sup>

ガンズによるこのような批判には、次の特徴がみられる。すなわち、ガ

ンスによれば、学問に含まれる原理を一般的なものとして冒頭部に集約・設置することは、本来は法体系そのものたる各論に含まれる原理を抜き出し、各論を形骸化させることを意味する。その結果、誰にも理解されない「ごつごつしたむき出しの一般性」をもつ総則が成立してしまう。このように、特殊なものから切り離されてたんなる抽象的なだけのものになりさがった一般的なのは、ガンスにとっては無意味なのである。ここには、明らかに特殊なものへの志向が見られる。<sup>(324)</sup>

だが他方で注意しなければならないが、ガンスはけっして一般理論を設置すること自体を否定しているわけではない。同じテキストの別の箇所では、ガンスは、ティボー、ハイゼ、ミュールンブルフらによる、総則を不可欠の構成要素とする体系を「思想豊かな配列」と評して、これらに肯定的に言及している。<sup>(325)</sup>したがって、むしろさきの引用のなかでの総則への批判的言及には、一般的なものから切断されることへの否定的態度が示されているのであり、一般的なものそれ自体が否定されているわけではない、と解すべきである。このことは、ガンスの哲学的基盤となったヘーゲルの思想からもうかがえるところである。問題は、既存の法体系においては、一般的なものを選抜・決定するさいの選択意思が恣意と化して、その限界を踏み越えていることにある。

さきに見たように、<sup>(327)</sup>ガンス自身の法体系は、法学の方法と対象を明らかにした「序論」につづいて、第1巻「法一般について」、第2巻「所有権法」、第3巻「債務法」、第4巻「家族法」、第5巻「相続法」という構成をもつ。たしかにここでガンスは、「総則」を設置していない。だが法にかんする一般理論が無視されているわけではない。その冒頭「第1巻」は内実としては総則に相当する内容をもっている。その配列は次のとおりである。

ガンス『ローマ市民法体系綱要』<sup>(328)</sup>(1827年)

## 序論

### 第1部 法一般について

### 第1章 客観的關係における法について

### 第2章 主観的關係における法について

### 第3章 法の実現、あるいは訴訟

このような内容をもつ部門に総則ではなく「第1巻」という位置づけを与えているのは、その内容が、あくまで「第2巻」以降の各論と同列に法体系を構成する一要素として理解されていたから、と推測することができる。つまり、さきに見たガンスの見解からすれば、自らの一般理論はいわゆる総則ではなく、特殊なものとの関連を喪失していない点でその存在が正当化される、ということだと思われる。

またこの「第1巻」の内容についても、他の法学者たちの総則に比べると限定されていることが分かる。すなわち、「第1章 客観的關係における法について」では、客観的法、法解釈の方法、法源論が扱われ、「第2章 主観的關係における法について」権利および権利主体としての人が扱われ、「第3章 法の実現、あるいは訴訟について」では、訴訟が扱われている。これに対して、物は「第2巻 所有権法」の冒頭で扱われ、占有も同じ第2巻に含まれている。<sup>(30)</sup>

では、このような法体系を構築するにあたって根底に据えられたガンスの体系観とは、どのようなものであったのだろうか。『綱要』のなかでガンスは次のように述べている。

「……個々の学説がその内容に従って十分に検討され、そのドグマが確定されたとしても、学問はいまだまっとうされてはいない。学問は本質的にはただ、これらの学説の連関においてのみ充足される。あるいは別の言葉で言うなら、真の学問とは体系にすぎない。ドグマーティクがたんにその内容を提示しようと努めるだけだとすれば、体系のほうからはドグマーティクに対して、体系に適合した地位をその提示された内容に与えようと努める。そのさいこの位置づけは、一方では、純然たる形式として妥当するので、それは内容になんら変更をも

たらずもではなく、まったく無害なものであるかのような錯覚を与える。だがより深く考えるなら、次の指摘がなされよう。すなわち、しかしながらこの内容は、内容と化した形式・地位を通じて変化を被ったのであり、まさに内容に対して形式を通じて内的意義が与えられたのである、と。たしかに、なんら体系がなくても、所有権、契約について、婚姻と相続法について、語ることはできるし、それらに付随する諸現象を分析し記述することはできる。だが、所有権、契約、婚姻、相続法が何であるのかは、これらが相互にもつ地位においてのみ明らかにされうるものであり、偽の誤った地位は、すぐさま内容それ自身にも影響を与え、その内容を偽のもの・誤ったものにしてしま<sup>(331)</sup>う。」

ここには、学問が体系にほかならないこと、そしてその体系的連関の性質が内容と形式の相互関係により成り立つこと、が印象的に語られている。個々の構成要素は、当該要素以外の他の要素との関係のなかでのみその意義が明らかになる、というのである。

学問が体系としてのみ成立しうるという見解が示されているのは、ガンスがこの時代の法の体系化＝学問化の潮流<sup>(332)</sup>に参与していたことを如実に物語っている。注目すべきことは、この連関で、ガンスが体系をたんなる形式と見るのではなく、内容との関連で形式を捉えていることである。

このようなガンスの体系理解にはどのような特徴が見られるであろうか。ここで、ガンスの法思想を法学史のコンテキストのなかで位置づけようとしたヨアヒム＝リュッケルトの論文「ティボー—サヴィニー—ガンス」<sup>(333)</sup>を参照したい。リュッケルトはこのなかで、タイトルにかかげられた三者の体系概念を区別しつつ、これら三者の見解の差異を際立たせている。それによれば、『市民法大全』という素材を学問化＝体系化するうえで、彼らの用いた思考法は次のように区別<sup>(334)</sup>されうる。

- ①ティボー／フォイエルバッハのモデル——素材と形式は明確に分離されており、素材に形式を与えて秩序づけるために「哲学的精神」を必要と

<sup>(335)</sup>  
する。

②サヴィニーのモデル——統一性は最終的に素材のなかで与えられる。そのための手法は直観や歴史である。

③ヘーゲル／ガンスのモデル——素材を特定の諸傾向によって特徴づける。そのさい、そうした諸傾向は、素材それ自身に含まれるのではなく、哲学、理性、精神、等々を通じて素材に即して展開される。

①のモデルは、カントの認識論に従った体系概念を採用したモデルであり、素材と形式の分離を前提とする。<sup>(336)</sup>たとえば、ティボーは、『市民法大全』に混乱した素材の集積を見だし、これに法学者が、素材の外部から哲学を通じて形式を与えねばならないとした。<sup>(337)</sup>さらに、ティボーが学問としての法体系の構築をたんに形式的なだけの作業としたのも、この点を裏づけている。つまり、形式としての法体系は、素材の在り方それ自体にかかわるものではなく、あくまで法学者の側からの働きかけとして構築されるものだった。

これに対して②のモデルは、法体系を与える形式が素材それ自体に内在すると考える。サヴィニーはこれを「多様なもののなかに隠された統一性の認識」<sup>(339)</sup>と表現する。ここでは素材と形式の分離はそもそもありえないのであり、法体系は、はじめから両者の結びつきを通じて構築される。<sup>(340)</sup>法体系の構造は素材に内在する法理念の構造により決定されるのであって、法体系の成立過程における法学者からの働きかけは、素材が決定する構造の「固定化」<sup>(341)</sup>という二次的役割に限定される。

③のモデルによれば、いっさいの専門知と素材は理性によってのみ把握されうる。<sup>(342)</sup>この場合、法体系は、サヴィニーがいうように素材それ自身に内在する法理念の構造によって形成されるのではなく、哲学、理性、精神、等々によって把握される特質によって、素材を一般的なものへと高め<sup>(343)</sup>ることを通じて形成される。そこにはいうまでもなくヘーゲルの影響が見られる。リュッケルトはこの点を次のように言う。「ガンスはヘーゲルに従っている。それはすでに『相続法史』の構造に見られる。このなかでガンスは、苦勞してまずは、たしかに相続法の形式的概念を論じているので

はなく、ローマ的相続法を「歴史の中心点」として論じているのであり、ついで、その「概念」と「原理」によって、つまり、その「素材を概念の形式に」高めることによって、ローマ以前とローマ以後の世界を、つまり世界全体を、概観している。それを同様に示すのが、自分は、たしかに「世界精神の必然的運動」として「現象の多様性のなかの統一性を示す」<sup>(344)</sup>つもりだ、という綱領の定式である。」

つまり、リュッケルトの整理に従うなら、ガンスの体系概念は、まさにヘーゲル式の世界史の哲学を前提にしたものであり、それとの関連で内容と形式の相互関連的結合も<sup>(345)</sup>理解されうる。このような性質をもつガンスの体系は、「現象の多様性のなかの統一性を示す」<sup>(346)</sup>ことを意図するものであり、そのかぎりでは体系と素材は不可分の関係にある。ここでは、体系それ自体が認識可能であると同時に記述可能とされる。だが他方で、それは——プフタのように——、特定の原理に基づく論理的分類による配列によって記述されるものではない。<sup>(347)</sup>

## (2) プフタの見解

プフタは1829年の論文『新旧諸法体系についての考察』において、総則を「学問による出来損ない [eine doctrinelle Mißgeburt]」、<sup>(348)</sup>「非学問的」と評しており、これはハイゼの体系における総則に対する当時の代表的な批判のひとつである。<sup>(349)</sup>だがプフタのこの批判自体はきわめて簡略なもので、その意味はこの言葉だけでははっきりしない。そこで以下では、その文脈にもふれることで、この言葉の意味をより明確に捉えることを試みたい。

プフタはこの論文のなかで、まずガーイウスの体系をとりあげ、ついでハイゼの先駆的なパンデクテン体系に言及している。総則への批判の言葉は、後者の文脈で現われる。そこで以下では、ハイゼの体系へのプフタの批判をまずは確認したい。プフタは次のように述べている。

第一に、ハイゼ式の体系にはさまざまな混乱と矛盾が含まれている。た



たとえば、債務関係においては、その成立が叙述の唯一の導きの糸とされていたり、第三部をなす家族関係において、『法学提要』の第1巻から、総則のために取り出されなかった幾多の事柄が混乱して押し込まれたりしている<sup>(350)</sup>。その原因は、体系の叙述を試みた法学者たちが、「自らの用いる配列の基盤を完全には意識していないか、それとも、すくなくとも細部の配列においてその基盤を忘れ、これに反してあまりに非体系的な動機により導かれて<sup>(351)</sup>いる」ことにある。そこでは、ともすれば、「ひとつの法関係が他の法関係に与える影響が決定的とされ<sup>(352)</sup>うる」という悪しき慣習が見られ、それが細部まで首尾一貫した叙述をおこなう妨げになっている。

第二に、ハイゼの体系では個々の部門の相互の連関に見通しが与えられ<sup>(353)</sup>ておらず、この点で首尾一貫性を欠く。ここではプフタは、ハイゼと同様の配列を採用するサヴィニーを批判の俎上に載せつつ、その体系では、財産法と家族法とのあいだに統一的原理が貫徹されていないことを批判して<sup>(354)</sup>いる。その批判は次のようなものである。

サヴィニーは人間を人格として、つまり権利能力をもつと同時に、「権利をもつ可能性を生じさせ、修正する<sup>(355)</sup>」という個人的性質をもつものとして理解している。そのような「人格性<sup>(356)</sup>」は外的に表現されねばならないが、それは意思が外的対象を支配することによって成立する。そして、このような意思の表明についての法規が財産法を形成する。それは物と他人の行為を対象とする。ここにいう「財産」は、そもそも「法によってはじめて成立する概念である<sup>(357)</sup>」。以上に対して、「家族」はそもそも法以前に存在するものであり、「それ自体としては法関係ではない<sup>(358)</sup>」。そこでは、法は家族関係の全体をではなく、家族関係の一部を対象とするにすぎない。つまりサヴィニーにおいては、家族は明らかに自然的存在として把握されている。したがってサヴィニーの場合は、財産法と家族法は、同一の体系のなかで重要な部門を形成しながら、まったく異なる由来をもつものとして並置されて<sup>(359)</sup>いる。プフタはまさにこの点にサヴィニーの見解に矛盾の存在を見ている。プフタによれば、そもそも、「財産法が存在するような意味では、家族法は存在しない。だがそれにもかかわらず、サヴィニーの体

系では、これら両方〔の部門〕が等しいものとして対置されており、これは大きな不完全性である。これら2つの部門のあいだには、埋められない深淵が存在するのであり、実際家族法はただ、他方の部門〔＝財産法〕の貧弱なつてたりとしてのみ、現われるにすぎない<sup>(360)</sup>」のである。

第三に、財産法と家族法の区別がカテゴリーによって形成され、これらの概念がア・プリオリに前提されている点が非難されている。すなわち、プフタによれば、財産法こそが根幹部分をなすのであり、それは分離独立した家族法を知らない法である。そもそもローマ私法も純然たる財産法であった。財産法をさらに展開して他の部門を形成するなら、サヴィニーとは別の手法を採すべきである。それゆえ、「体系のための財産法と家族法というこの最高の区分は、むしろまったく使用しない<sup>(361)</sup>」ことが有益であるように見える。プフタは概ねこのように述べて、財産法と家族法をカテゴリーとしてア・プリオリに前提することを戒めている。

以上のような、ハイゼ（およびサヴィニー）に対するプフタの3つの批判からうかがえるのは、なによりも、これらの批判が相互に関連しつつひとつの方向を指し示していることである。すなわち、体系の叙述にあたっては、財産法と家族法という性質を異にするカテゴリーをア・プリオリに前提するのではなく、特定の原理を首尾一貫して素材に適用し、全体を財産法の体系として構築すべきだ、というのである。そうしてはじめて、法体系は「相互に条件づけあい・前提しあうもろもろの構成要素からなるひとつの全体<sup>(362)</sup>」、あるいは「生き生きとした、有機的なひとつの全体<sup>(363)</sup>」として捉えられうる。この基準を満たしていない場合は、まさにそれゆえに、その体系はまさに「非学問的」と評されざるをえない。

このように見てくると、ハイゼの体系における総則へのプフタの厳しい批判の趣旨もおのずと明らかになると思われる。すなわち、そのような既存の総則は、プフタが理想とするような原理的首尾一貫性の基準を満たしていない、というのである。

総則に対するこのようなプフタの見解は、実際に彼が考案した総則によっても裏づけられる。彼が同時期に著わした『法学提要講義のための教

科書』(1829年)では、次のような総則が提示されている。<sup>(364)</sup>

## 前言

講義の対象

ローマ法の知識の源泉

## 総則

序論

第1部 法

第2部 法的意思の主体

第3部 権利

第4部 訴訟

この総則の内容を、プフタは同書のなかで次のように説明している。

「体系は、個別的意思の前提としての共通意思から出発する、つまり権利の前提としての法から出発する(第1巻)。法は、その内容と対象として個別的意思をもつ。個別的意思はなにより、能力〔Potenz〕として、何かを自らに服しめる可能性として、権利の主体として、考えられねばならない(第2巻)。この意思は対象の支配を通じて実質的となるのであり、このことを通じて意思は実際に権利となる。権利は、法の本来的かつ究極の内容である(第3巻)。だが一般的意思もまた、完全に实际的となるべきであり、このことは機関(裁判所)の設置を通じて生起する。このことを通じて一般的意思は現実化され、権利が保護される。つまり、全体は、この保護が試みられ付与されるその態様とやり方、つまり裁判手続でもって完結する(第4巻)。

以上が総則の内容である。それは、他の領域とのつながりを保持しつつ、私法の全範囲を貫くものであり、各論はこの第3巻について詳しく論述するものである。<sup>(365)</sup>」

意思を法の基本原理として掲げつつ、それを主観的局面と客観的局面に区別し、法の一般的概念を説明している。すなわち、法の客観的概念（第1巻）から出発し、ついで法の内容としての権利、つまり法の主観的側面（第2巻）に転じ、さらに権利の理論（権利の体系、権利の行使、権利の得失）にいたり（第3巻）、最後に裁判という法および権利が具現化されるための制度がふれられる。このような理解が正しいならば、プフタのいう総則はたしかに原理的首尾一貫性に立脚したものと評せよう。

では次に、このようなプフタの総則の内容をどのように解するべきであろうか。独特なのは、次のように述べて、総則のなかで法体系全体の基本的な枠組みを提示していることである。

「法関係とは、法的意思の下への対象の服従である。この服従は、対象に即して権利を与える。権利の多様性は、第一に対象の多様性を通じて成立するが、第二に対象が服しめられうる多様な諸側面によっても成立する。つまりこのような考えによれば、1) 対象の種類による権利の複数の種類、2) 同一の対象についての複数の種類の権利、が存在する。権利のこうした源泉と概念に還元されえない、権利のそれ以外の多様性は、まさにそれゆえに二次的であり、歴史的にのみ説明されうる。法的服従のありうべき対象は、1) 物、2) 行為、3) 人、a) われわれの外部の人、b) われわれの外部に実在したがわれわれのなかに移行した人、c) われわれ自身の人格、である。これによって、完全に形成された権利においては、権利は5つのクラスに区(366)分される。」

このように述べたうえで、プフタはひきつづいて、各部門について簡略な説明を(367)続けている。つまり総則のなかで、各論の原理的な内容の説明がそれぞれの部門ごとに与えられている。そのかぎりでは、プフタの総則には、人や行為についてはもちろん、物についての説明も、占有についての説明も与えられている。このような受け取り方をすると、プフタの設定した

総則は、ハイゼヤティボーの総則と同様の内容を受け継いでいるとの理解も不可能ではない。しかし他方、プフタは、各論において、物権法に相当する各論第1巻「物への権利」において、物の一般的説明をおこない、同第5巻「自己の人格への権利」では占有を扱っている。<sup>(368)</sup>

つまり、このように見てくると、プフタの総則について強調されるべきなのは、既存の総則よりも限定した内容を、各論との論理的関係を明確にしつつ、<sup>(370)</sup>意思の原理に基づいて首尾一貫して記述していること、であるように見える。さきに見たように、既存の総則を非学問的だとして厳しく批判した<sup>(371)</sup>のも、まさにこの点の欠如を指摘したものと理解することができる。

では、このような総則の意義づけはどのような考えに由来しているのであろうか。この点を理解するために、プフタの体系概念を参照したい。プフタは自らの体系概念を次のように説明している。

「体系家は二重の仕事をもつ。第一の仕事は分類、つまり分類規範の設定とその実施である。第二の仕事は、諸部分をその内的連関において把握すること、しかもそのさい、〔諸部分を〕部分として把握するのみならず、生き生きとした有機的全体の構成要素として捉えること、である。……つまりこの活動は、実際のところはひとつのものとあり、〔第一の仕事と第二の仕事の〕<sup>(372)</sup>両方の契機はそれ自体として分離されずに存在する。」

つまりプフタは、——この点サヴィニーと同様に<sup>(373)</sup>——配列と体系を区別しつつ、体系を「有機的な」ひとつの全体をなすものとする。このような「有機的全体においては、すべての構成要素が互いに作用しあう」<sup>(374)</sup>とされる。

それでは、プフタにおいては、このような配列と体系はそれぞれどのように理解されているのだろうか。また両者の関係はどのようなものなのだろうか。この点をプフタの法理論にかんする近時の研究は次のように説明している。「彼〔プフタ〕はその権利の体系についての考察において、法

の有機的な固有の構造を語った。彼は、この点シュタールと意見の一致を見ているのだが、多面的〔allseitig〕結合関係により成り立つものとして法有機体を説明した。つまり、ヒエラルキカルに導出されるものではなく、シェリングに依拠しつつ、〔もろもろの構成要素が〕『相互に条件つけあい・前提しあう』<sup>(375)</sup>ものとして説明した。しかしながら、このような連関を模写することは、プフタにとって、学問的体系要求のもとでは可能ではなかった。彼の体系概念は、最高原則からの個々の法規の導出を要求するものだった。つまり、法についての学問的主張と固有の構造は緊張関係に立つものだった。プフタは、ある原理のもとでの学問的記述と、多面的結合関係により成りたつ法有機体を模写するという非学問的で実現不可能な試みとを分離している。そこで彼が強くこだわっているのは、法有機体をひとつの原理のもとで秩序づけ記述することは可能だ、ということなのである。<sup>(376)</sup>

つまりプフタにとって、体系とは元来、それ自体としては完全に記述することのできない有機体をなし、記述可能なのはその一面にすぎない、ということになる。ただしそれを記述する場合には、特定の原理に立脚しつつ首尾一貫した配列によってそれを表現しなければならない。

興味深いのは、このようなプフタの体系概念には、カントとの差異に加えてガンズ、サヴィニーとの類似点が見られることである。

カントの学問概念との関連については次のように言える。すなわち、さきにも見たように、カントは体系を「もろもろの原理に従って秩序づけられた諸認識の全体」<sup>(377)</sup>と定義しており、たとえばティボーの体系概念の理解はまさにその典型と言えるものであった。<sup>(378)</sup>この見解の特徴は、法素材の混乱した龐大な素材にあくまで「形式」としての体系を付与するという点にあった。これに対して、原理に基づく首尾一貫した記述様式としての体系を説くプフタは、そうした見解を超える立場に立ちいたっている。<sup>(379)</sup>なぜなら、法体系（厳密には有機体としての法体系のある局面）をその内容の見地から——つまり「形式」としてではなく「実質」として——論理的に再構成できる、という主張をプフタの見解は含んでいるからである。<sup>(380)</sup>

このようなプフタの見解は、ガンスの見解に通ずる点がある。<sup>(381)</sup> すなわち、ガンスにとって法体系の構築にあたり形式と内容は相互に関連しあうものであった。<sup>(382)</sup> つまりガンスもまた、法体系をたんなる形式ではなくなんらかの<sup>(383)</sup> 実質的連関と見たのであり、この点でプフタと共通している。

またサヴィニーの見解は、法体系を有機的構造体として捉えつつ、それを「模写 [abbilden]」することによって配列を形成することができる、とするものであった。<sup>(384)</sup> サヴィニーの認識論においては、形式と素材は分離されうるものではなく、<sup>(385)</sup> のちにふれるように、<sup>(386)</sup> 個別的なもののうちに一般的なものが立ち現われる、つまり歴史的な素材のなかに体系が立ち現われるとされていた。そこでは、一般的なものを個別的なものからゆきすぎたかたちで抽象化することは否定される。

つまり、サヴィニーとプフタは、法を有機体としてらえ、かつそれを体系として記述するにあたっては、有機体の個別性を損なわないかたちで一般の構造としての体系を析出すべきだ、という点は共通している。<sup>(387)</sup> ただしこれを配列のかたちで記述するさいに相違が現われる。プフタは、有機体としての体系それ自体を「模写」することで体系を記述することは不可能だとしつつ、しかし意思原理に基づく論理的体系として記述することは可能だとする。これに対して、サヴィニーは、有機体としての体系をそれに見合った配列によって「模写」することを可能だとしつつ、<sup>(388)</sup> 論理的配列として体系を記述することをはっきり拒否している。

### (3) ガンス、プフタ、サヴィニーにおける「一般的なもの」の位置づけ

以上のように見てくると、ガンス、プフタ、サヴィニーにおいては、体系概念およびそれにともなう「一般的なもの」の意義づけに共通点が見られることが分かる。すなわち、いずれも、内容と形式は結合している、つまり法素材に真の体系が内在すると考え、法体系は法それ自身が自らを表現したものだ<sup>(389)</sup> と解している。そのため、「一般的なもの」はけっして法それ自身が有する個性からいたずらに切りはなされて抽象化されてしまっはならないとされる。

こうして、ガンスとプフタについて、ハイゼの総則に対する彼らの批判の根拠が何に由来するかを推測することができるようになった。つまり、彼らにとって、一般的なもの＝総則は、個別的なもの＝各論から遊離してはならない、換言すれば、「総則はそれ以外の体系と調和的〔harm<sup>(389)</sup>nisch〕に結合されねばならなかった」のである。法体系の個別性を表現しうるかぎりでの一般的なもの＝総則の設置のみが許される。このような見解をおそらくはサヴィニーもまた共有していたことは、彼がハイゼの総則に批判的であったこと、そしてサヴィニー自身の総則の理念からもうかが<sup>(391)</sup>える。

### 3 1830年代の配列

ついで、1830年代に発表された総則の配列をいくつか見ておきたい。

ミュールンブルフ『パンデクテン法の教科書』第1巻<sup>(392)</sup>（1835年）

#### 序論

#### 一般的法概念

ドイツで妥当する法源の一般的概観

#### 総則

#### 第1部 法源について

第1章 法源全般およびその成立について

第2章 法源の属性と拘束力

第3章 制定法の解釈と適用について

第4章 法源の競合と抵触について

#### 第2部 権利

第1章 権利およびその主要な種類について

第2章 権利の根拠としての行為について

第3章 権利の取得、喪失、保持、行使についての諸規則

第4章 権利の追求と擁護について

第5章 権利の競合と抵触について



ミュールンブルフはこの『パンデクテン法教科書』のなかで、自ら設定した総則に次のような説明を与えている。「現在の諸体系においてもそうであるように、これら〔＝各論〕には、総則の名前である種の諸概念と諸学説が前置されるのが普通である。この総則は本書では二部に分かたれる。すなわち、法源の学説（客観的意味での法）と権利（主観的意味での法）それ自身の学説である。後者に属するのは次のものである。（a）いわゆる補助学説。すなわち、それ自体としてはまったくパンデクテン法の一部をなすのではなく、とりわけ民事訴訟の学説のように、ただそのよりよい理解のために用いられる学説。（b）だがまた一般的な重要学説も存在する。すなわち、たしかに実務的的市民法の完全な体系に属しはするが、ほとんどすべての場合に等しくそれが前提されるため、その位置づけを特定の学説に見い出すことができないにすぎない、そうした学説。それゆえこの部門は、一般的法理論・行為理論〔Geschäftstheorie〕を対象とするのであり、したがって、権利および法関係の基礎としての行為〔Handlungen〕およびその他の諸現象の学説をも対象とする。しかし、たいていの場合に（それがどうやらお好みの対立項らしいのだが）人・物・行為について述べられているとすれば、たしかに、〔人・物という〕前二者の標題のもとで示される幾多のことが総則に属する、ということは認められねばならない。しかしながら、第一に、これらの概念が適用される以前にこれらのこと〔人・物のもとで示されること〕を述べるのは、かならずしも必要ではない。第二に、だが、前者の標題のもとで講じられるのが普通であるたいていのことは、法体系のなんらかの他の学説と同様に特殊的である。<sup>(393)</sup>」

ここでミュールンブルフは、明確に自らの設定した総則の内容を説明している。客観的法、主観的法の学説が主要な柱であり、後者の内実は主として行為理論に限定される、というのである。それにともない、従来の総則に広く見られた人・物・行為の一般学説のうち、人と物の部分は各論の<sup>(394)</sup>それぞれの総論へと配された。

ついでゲッシェンの体系における総則の配列を掲げる。

序論

- 1 普通法の概念
- 2 これらの諸講義の目的。とりわけそれらと普通法の概念との関係
- 3 ユースティニアヌスの立法
- 4 ユースティニアヌスの法の現代的適用
- 5 文献註

第1部 一般学説

- 第1章 法源について
- 第2章 人について
- 第3章 物について
- 第4章 行為について
- 第5章 法関係について
- 第6章 権利の保障、追求、回復について
- 第7章 期間の計算について
- 第8章 占有について

ミュールンブルフとは裏腹に、明らかにハイゼ式の配列を踏襲している。客観的法および法源の説明につづいて、人・物・行為を基本カテゴリーとして扱い、権利についての説明が法関係のなかで扱われ、訴訟が配される。占有も含まれている。この点でハイゼの配列との類似性が顕著である。

興味深いのは「法関係」という用語が、権利を説明する項目の表題として用いられている点である。<sup>(366)</sup>これは、本稿でここまで取りあげた配列では見られなかった手法である。この点でのちにサヴィニーが『体系』で用いる手法と類似しており注目に値するが、他方で一般的・哲学的な論議を含むものでないことにも注意しなければならない。

## 注

- (317) 総則に対する否定的な態度は、ガンスとプフタに限られるものではない。この点についてはすでにふれた。前出註273参照。
- (318) 以下の引用で具体的にあげられているのはブルハルディであるが、他の箇所ではフーゴー、ティボー、ミュールンブルフの名もあげられている。この点につき後出註325を見られたい。
- (319) Gans, System, S.169-173.
- (320) ブルハルディの総則についてはさきに見たところである。前出註310を見よ。
- (321) Burchardi, System, S.25, 39f.
- (322) Hugo, Lehrbuch, 5.A., S.37ff.
- (323) Thibaut, System I, S.188ff.
- (324) Schmoeckel, Der Allgemeine Teil, S.142f. では、ヘーゲルの『精神現象学』を引き合いに出しつつ、次のように述べられている。「これらの内的法則と本質の概念が探究されねばならないが、ただしそれは体系としての外的形態という特殊なものと一緒に把握されねばならない。体系は、複合的なひとつの全体の個別性の記述になるのである。このような全体は、ただ現象形式および内的本質の知識を通じてのみ把握されうるにすぎない。」(強調も原著者)
- (325) Gans, System, S.154.
- (326) この点は前掲註324におけるヘーゲルの体系概念にかんする Schmoeckel の説明からもうかがえるところである。
- (327) 前出註139。
- (328) Gans, System, S.1-24.
- (329) Gans, System, S.25f.
- (330) Gans, System, S.28ff.
- (331) Gans, System, S.152f.
- (332) 前出註8以下を参照。
- (333) Rückert, Thibaut がそれである。
- (334) Rückert, Thibaut, S.300f., 309.
- (335) ティボーにおける体系概念については前出註241以下を参照。「哲学的精神」という用語は、フォイエルバッハのものと思われる。Feuerbach, Über Philosophie, S.95.
- (336) Rückert, Thibaut, S.309, 280. なおフーフェラントの体系概念について Rohls, Kantisches Naturecht, 158を参照。また Rückert, Das BGB, S.68も参照。
- (337) 前出註240を参照。
- (338) 前出註241を参照。

- (339) Savigny, Einleitung zu den Pandecten 1827/1828-1841/1842, in: Mazzacane, 2.A., S.283. なおサヴィニーによる「体系的方法の本質」についての説明も参照されたい。前出註196を見よ。
- (340) Rückert, Thibaut, S.309.
- (341) Savigny, Methodologie 1809, in: Mazzacane 2. A., S.217. この「固定化 [fixiren]」という用語は、サヴィニーが法学方法論のなかで解釈の役割を表わす用語として用いたものである。
- (342) Rückert, Thibaut, S.280.
- (343) Rückert, Thibaut, S.300.
- (344) Rückert, Thibaut, S.301.
- (345) ヘーゲルにおける「形式と内容」につき、『ヘーゲル事典』131頁参照。
- (346) 前出註344のリュッケルト論文からの引用中のガンスの言葉。彼の歴史哲学における体系の原理を定式化したものと解される。原文として Gans, Erbrecht, S.XXXIV.
- (347) 以上につき Haferkamp, Puchta, S.277f.
- (348) Puchta, Betrachtungen, S.235.
- (349) Björne, Deutsche Rechtssysteme, S.264f. Schmoeckel, Der Allgemeine Teil, S.142.
- (350) Puchta, Betrachtungen, S.233f.
- (351) Puchta, Betrachtungen, S.235.
- (352) Puchta, Betrachtungen, S.235.
- (353) Puchta, Betrachtungen, S.235f.
- (354) この点については、拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序」200頁でもふれた。
- (355) Puchta, Betrachtungen, S.236.
- (356) Puchta, Betrachtungen, S.236.
- (357) Puchta, Betrachtungen, S.236.
- (358) Puchta, Betrachtungen, S.236.
- (359) なお拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序」では、むしろこの点にサヴィニーの見解の積極的意義を認める解釈を試みた。
- (360) Puchta, Betrachtungen, S.237.
- (361) Puchta, Betrachtungen, S.237.
- (362) Puchta, Betrachtungen, S.221.
- (363) Puchta, Betrachtungen, S.233.
- (364) Puchta, Lehrbuch, S.1-44.
- (365) Puchta, Lehrbuch, S.13f.
- (366) Puchta, Lehrbuch, S.29.

- (367) Puchta, Lehrbuch, S.29-32.
- (368) Puchta, Lehrbuch, S.47.
- (369) Puchta, Lehrbuch, S.95. ちなみに、興味深いことに、プフタのこのような占有の位置づけに対して、サヴィニーは次のようにコメントしている（ここで念頭に置かれているのは同趣旨の Puchta, *Welcher Classe*, S.255f. である）。  
「……ここで占有の保護について〔プフタにより〕与えられた説明は、私の〔占有の保護についての〕説明と本質的に異なるものとして、私は認めることはできない。なぜなら私もまた占有の保護を人格の不可侵によって、そして人が物への自然的支配を通じて獲得する物との結びつきによって、説明しているからである。〔プフタの見解において〕新しく独自のものとは、こちらでは人格の不可侵性に立脚する独自の権利のクラスが形成されていることである。しかしながらこのことは、法体系全体の構成にかかわることであって、占有の特殊な根拠づけにかかわることではない。」 Vgl. Savigny, *Besitz*, 7. Aufl., S. 62. (同書第六版への補説である。)
- (370) この点に関連してプフタのサヴィニー宛書簡（1837年4月28日付）が興味深い。この書簡のテキストとして Haferkamp, Puchta, S.218を参照。
- (371) 前出註348を見よ。
- (372) Puchta, *Betrachtungen*, S.233. [ ] は耳野による補足。
- (373) Puchta, *Betrachtungen*, S.233.
- (374) Puchta, *Betrachtungen*, S.235.
- (375) この定義につき前出362を見よ。またこの定義がそもそもシェリングに由来するものであることにつき Haferkamp, Puchta, S.285.
- (376) Haferkamp, Puchta, S.446. 傍点は耳野による。
- (377) 前出註362を見よ。
- (378) Haferkamp, Puchta, S.276. この点については前出註243も見られたい。
- (379) Haferkamp, Puchta, S.276f.
- (380) カントの体系概念に3つの意味が含まれていることはさきにふれた。前出註242を参照。シュレーダーによれば、このうち、実質的連関としての体系をツェハーリエが、形式的連関（原因—結果の因果関係）としての体系をティポー、フォイエルバッハが、純然たる分類としての体系をフーゴーが、採用したとされる。Schröder, *Wissenschaftstheorie*, S.149ff.
- (381) Shmoeckel, *Der allgemeine Teil*, S.142. プフタの総則の意義を説明するためにヘーゲルの『精神現象学』を参照している。
- (382) 前出註331を見よ。
- (383) Haferkamp, Puchta, S.277f. ただしガンスは体系を進展するものと見ており、それはプフタのように「最高原理からの導出」によって成り立つものではなかった（同 S.278）。

- (384) Savigny, *Methodologie* 1809, in: Mazzacane, 2.A., S.225. 配列と体系の関係については前出註194以下参照。
- (385) Rückert, *Idealismus*, S.237f., 395.
- (386) Rückert, *Idealismus*, S.394f. を参照。
- (387) Schröder, *Wissenschaftstheorie*, S.119f. シュレーダーはここで、サヴィニーの体系を「法学によって模写〔nachbilden〕される法それ自身の内的構造」(S.119)として把握しつつ、「部分的にいささか異なるアクセントをもつが〔サヴィニーと〕同種の観念」(ebda. [ ]は耳野)をプフタの体系理解に認めている。ただしここでシュレーダーが引用するのはPuchta, *Cursus I* (1841)である。
- (388) Savigny, *System I*, S.XXXVIII. Ders., *Rez. zu Gönner*, S.141.
- (389) Haferkamp, Puchta, S.268.
- (390) ガンス／ヘーゲルの見解とサヴィニーの見解との哲学的基礎をめぐる類似性につき Rückert, Thibaut, S.301, 307, とくに S.301 Anm.203を参照。また Rückert, *Idealismus*, S.235f., 286, 336f., 391, 394, も参照。
- (391) 後出註419を見よ。ただし、ガンス、プフタ、サヴィニー以外にも、たとえばフーゾーも総則については批判的であった（前出註273を見よ）。フーゾーの体系理解は、右の三者とは異なるものであり、カント式の体系概念の1ヴァージョンにすぎない。この点につき前出註380を見られたい。
- (392) Mühlenbruch, *Lehrbuch I*, S.Vf.
- (393) Mühlenbruch, *Lehrbuch I*, S.74.
- (394) Mühlenbruch, *Lehrbuch I*, S.327ff., II, S.1ff.
- (395) Göschen, *Vorlesungen I*, S.XVIII.
- (396) Göschen, *Vorlesungen I*, S.331ff.

## 第4章 サヴィニーにおける総則の意義

ついで、サヴィニーの総則にかんする見解を取りあげ、その特徴を明らかにしたい。彼の総則にかんする見解が完成した姿をとるのは、いうまでもなく1840年以後公刊される『現代ローマ法体系』においてのことである。だがここでは、それに先だつ連関をも考慮しつつ、サヴィニーの見解とその特徴を描き出すこととしたい。そのために、まずハイゼの綱要との関連にふれ(1)、ついで『体系』での見解を扱うこととする(2)。

## 1 ハイゼの『綱要』とサヴィニーにおける「一般的なもの」の意義

さき<sup>(387)</sup>にふれたように、サヴィニーはハイゼの『綱要』を非常に高く評価し、講義でも教科書として使用していた。またこれもさきにも見たように、ハイゼの『綱要』は、その公刊後ただちに高い評価を獲得し、おおくの法学者たちにより追隨されたのであった<sup>(388)</sup>。この点、サヴィニーもまた例外ではなかった<sup>(389)</sup>。

だが興味深いことに、この同じハイゼの総則にかんしてサヴィニーは批判的な言葉を吐いている。たとえば、方法論にかんする1824/25年の『パンデクテン講義のための序論』では、「とりわけ総則はできるだけ制限されねばならない——ハイゼもまだまだ多すぎる<sup>(400)</sup>」と記されている。同様の批判は他のテキストにも散見される。このことをサヴィニーは、ハイゼに對しても直接書簡のなかで語っている。講義にあたっては、

「『綱要』の」第1部〔総則〕を私はそもそもいささか短縮するよう努めています。というのも、私は総則の友ではなく、急いで各論へ進む<sup>(401)</sup>からです。」

このようにサヴィニーは、ハイゼの『綱要』での総則が分量的に多すぎることを批判している。この点で、サヴィニーは総則の存在を是認しつつも、同時に明らかに総則に対する批判的立場をも取っていたのであり、同時代の批判的潮流と無縁ではなかったことがうかがえる。

これに呼応して、サヴィニー自身が『体系』のなかで総則の理想的なあり方について次のように述べていることが注目される。

「もっとも〔……〕総則の設定は、正しい洞察にとって不都合になる可能性がある。というのは、このようなやり方では、実際には具体的な関係においてしか適用されないことが容易に一般的なものとして記述されるからである。たとえば、いずれも債務関係にだけ妥当しうるにすぎない利子の規定や連帯債務の規定が総則に設けられる場合であ

る。さらに、こうした法制度全般の不当な位置づけよりもっと頻繁に生ずるのは、いくつもの特殊な諸概念や諸法規を不適切にも一般的に取り扱うことである。このような取り扱いはより目立たないので、なおさら容易に誤った見方へとかどわかされてしまう。つまりここでは、特殊なもののがそもそも誤った位置づけを通じて一般性というひとを欺く概観を与えられ、真に一般的なものと特殊なものとの正しい境界が侵されないよう、おおいに慎重さが発揮されねばならない。いづれにしても、われわれの学問にとっては昔から、誤った見方の最も有力な元凶のひとつは、根拠のない抽象化の努力にあったのである。だがこの努力は、恣意的かつ無批判に総則を設けることでより助長されかねない。この危険が誤解され、総則の度を越えた拡大に対する警戒がなおざりにされないとしても、今度は逆に、概念や法規がこれらに実際に帰せられる一般性において把握されないことで、真実が危険にさらされかねなくなる。それゆえここでも、他のすべての場合と同じく、正しい基準を保つことを心得た手腕〔Takt〕こそが、ゆきすぎた混乱にたいする唯一の保護手段なのである。」<sup>(403)</sup>

このように、総則を適切な規模で叙述するという問題は、サヴィニーにとって決して小さな問題ではなく、彼はその限界づけに多大な注意を払うべきことを説いたのだった。おそらく、この問題は、彼の哲学的な基本的態度に関連する。というのも、サヴィニーは、その法哲学において、つねに一般的なものと特殊なものとの調和ある結合を強調してきたからである。<sup>(404)</sup>

たとえばサヴィニーは、『体系』の法源論のなかで次のように述べている。<sup>(405)</sup>「われわれは、フォルク法のなかに、2つの要素を見い出す。すなわち、それぞれのフォルクに特殊的に属する個別的要素と、人間本性の共通性に由来する一般的要素である。」<sup>(406)</sup>この場合、「見かけのうえでは個別的なものに限定された研究に、全体への感覚、つまりもろもろの法制度のより高次の意味〔つまり一般的な体系的連関〕への感覚が示されうる」ことが



ありうるし、また逆に、「一般的なものに向けられた考察が、もろもろの民族の歴史的生活の直観的把握により真に貫かれていること」もありうる。<sup>(407)</sup>

ここでは、一般的なものがそれだけで抽象的に存立しうるものではなく、個別的なもの・特殊なものに内在することが説かれている。<sup>(408)</sup> またここでも、生活の「直観的把握」というカントの反省的判断力を示唆する用語が用いられていることにも注意したい。<sup>(409)</sup>

以上のようなサヴィニーの発言は、けっして法源論の理論的根拠づけにだけ当てはまるものだとして理解してはならない。むしろ、法源論というかたちで具体化された、彼のより深層の哲学的世界観の表明として理解する必要がある。すなわち、このような観点から見れば、この発言は、一般的なものと個別的なものとは、互いに内的に関連しながら調和ある全体を形成することが望ましいという、サヴィニーの哲学的世界観を語っているものと解される。<sup>(410)</sup> そしてこのような立場は、明らかに、さきに引用した総則にかんする見解にも通じている。というのも、総則との関連においても、一般的なものは個別的なものとの調和を失ってはならないとされていたからである。<sup>(411)</sup>

いずれにしても、サヴィニーは結局のところ、望ましい総則の基準を明確には設定していない。一般的なものの確定を彼は、「手腕」という法律家の卓越した判断力に委ねている。もちろんこれは、法的思考には明確に規則化できない領域があるとする、サヴィニーの思想に由来するものである。<sup>(412)</sup>

## 2 『現代ローマ法体系』における総則の成立

ここでは『体系』における総則の配列とその特徴を確認する。だがまず、それに先だち、1824/25年のパンデクテン講義での総則に相当する「一般学説」の部分を見ておこう。<sup>(413)</sup>

## 第1部 一般学説

### 第1章 法源

### 第2章 権利について

### 第3章 権利の追求と保護

### 第4章 人について

### 第5章 物について

### 第6章 行為について

### 第7章 空間および時間の諸関係

一見してハイゼの『綱要』の通りの配列であることが分かる。ハイゼの『綱要』が教科書として用いられていたことと、明らかに呼応した現象と<sup>(44)</sup>思われる。<sup>(45)</sup>ところがこれに対して、1840年から公刊が開始された『体系』<sup>(46)</sup>では、「総則」は次のような構成をもっていた。<sup>(47)</sup>

## 第1部 法源

### 第1章 本書の課題

### 第2章 法源の一般的本性

### 第3章 現代ローマ法の法源

### 第4章 制定法の解釈

## 第2部 法関係

### 第1章 法関係の本質と種類

### 第2章 法関係の担い手としての人

### 第3章 法関係の成立と消滅

### 第4章 法関係の侵害

## 第3部 法関係への法規則の適用

『体系』ではこの総則に該当する部分だけで全八巻を数え、パンデクテン講義の「一般学説」の部門に比べ、はるかに大部なものとなった。ここにはもちろん、さきに見たような<sup>(48)</sup>講義と専門家向けの体系書との性格の違

いが反映されていよう。さらには、法源や法解釈についての理論が詳細に展開され、これらの分野におけるサヴィニーの理論的見解の集大成ともなっている。そのうえで、「法関係」をキーワードに、総則の内容が展開<sup>(419)</sup>されている。サヴィニー自身はこのような総則を設置する「内的必然性」を次のように説明している。

「われわれは、個々の法制度をその諸部門の生き生きとした連関において叙述しようとする、つまりそれらをあますところなく叙述しようとするなら、そのさい必然的に、若干の修正はなされているかもしれないが、他のあらゆる法制度にも等しく現われる・それら法制度の本質のいくつもの側面に立ちいたる。そこに属するのは主として、権利主体の本性、とりわけ権利能力の本性である。ついで法関係の成立と消滅であり、さらに侵害に対する権利の保護と、そこから生起する権利の修正である。実際、これらの問題の解明が必要でもなければ重要でもない法制度など、ありはしない。われわれはそのような部分をあらゆる制度において、あらためてもう一度扱うことはできようが、その種の繰り返しは、著者にとっても読者にとっても耐え難いものであろう。われわれはそのような部分を、最初に現われる法制度（つまりわれわれの配列でいえば所有権）において完全にあますところなく扱い、後続の箇所ですべての参照を求めることもできよう。しかしながら、このような手続もやはり、恣意的でバランスを欠いたやり方での叙述ということになろう。だがそのうえさらに、法制度のそのような諸部門の真に共通のものはまさに集約によってこそより根本的に認識されうるといふ、より重要な考慮が加わる。そうして、この本当に共通のものを取り出して各論の法体系に先だてて設置することが、あらゆる面から賢明であるように見えるのであり、そうすれば、個々のおのの法制度において、その法制度に妥当する修正を、前置された共通の基礎<sup>(420)</sup>に結びつけることができるのである。」

このような叙述には、サヴィニーの思考法がよく現われている。第一により、総則の設置が、法の学問化＝体系化の一局面であることが明確に示されている。総則では、個々の法制度の諸部門の「生き生きとした連関」を描き出すために、法制度の「本質」が把握されなければならない。それらの「真に共通のもの」を集約的に取り扱うことで「より根本的」な「認識」が可能となる。

このような見解は、明らかに、カント以降の学問概念を受けた体系論の展開を背景に理解すべきものであろう。サヴィニーは自ら「体系的方法の本質」を定義して、「個々の法概念と法規則がひとつの大きな統一へと結びつけられるための内的連関ないしは類縁関係<sup>(421)</sup>」としたが、上記の総則についての説明には、このようなサヴィニーの定義が明らかに反映されている。なぜなら、サヴィニーにとって法規則のより深い基礎をなすのが法制度であり、そのような法制度が結びつくことによって法体系が形成されるからである<sup>(422)</sup>。総則はまさにそのようなもろもろの法制度の「本質」「真に共通のもの」にほかならない。

だがさらに、これらの法制度は、経験的 - 社会的な生活関係の法的側面たる法関係の規範的次元を表わす。それは人為的に形成されたものではなく、社会内部に存在する秩序である。それゆえ、法制度の連関としての体系とは、存在する法それ自体の内的構造を表わす<sup>(423)</sup>。したがって、総則はそのような法体系の「本質」「真に共通のもの」なのだから、存在する法それ自体の一般的構造にほかならない。

第二に、サヴィニーの叙述には、純粋な学問化の要請以外の要因が考慮されていることも分かる。すなわち、本来総則として前置されるべき内容を各論の冒頭で扱うことは、「読者にとっても耐え難い」ものだから採用されるべきではない、とされている。これは、学問＝科学の論理ではなく、教育的・実践的見地からの望ましい体系のあり方、つまりピュッター以来説かれてきた配列への考慮をも、語っているように見える<sup>(424)</sup>。

さきにもふれたように、サヴィニーにとって、「体系」と「配列」は区別されつつも、元来は密接な関連をもち、「配列」によって有機体として

の法が極力「模写」されるべきとされた。ここでは、教育目的に特化した「外的配列」<sup>(47)</sup>は拒否される。だが、総則の設定にかかわるサヴィニーの叙述を見ると、教育への配慮が絶無ではないことがうかがえ、彼が真の「配列」と考えるものに、彼が元来は否定しているはずの「外的配列」の要素が混入していることがわかる。しかし他方、これはサヴィニー自身もふれる叙述上の制約の一種と見るべきであり、彼の真意はやはり、有機体としての法の内的構造としての法体系を描き出すことのほうにあったと見るべきであろう。<sup>(48)</sup>

第三に、既存の総則の内容との関連が維持されていることも明らかである。<sup>(49)</sup>一方では客観的法（「法源」）と人（「法関係の担い手としての人」）というローマ法的要素が、他方では権利（「法関係の本質と種類」）および法律行為の学説（「法関係の成立」）という自然法的要素が認められる。しかしながら他方で、「占有」については、総則ではなく各論との関連が示唆されている。<sup>(43)</sup>

第四に、用語として、「法関係」が前面に押し出されていることが注意を引く。サヴィニーは『体系』の冒頭で法関係の概念の哲学的解明をおこなったうえで、その担い手、生成・消滅、それへの法規則の適用の時間的・空間的適用の限界、というかたちで総則を構成しているが、このような構成は——すくなくともそのような見出し語の次元では——他には見られないものであった。<sup>(43)</sup>また、法関係はたしかに権利をその内実として含むものではあるが、概念的には主観的権利とは明確に区別されるものである。<sup>(44)</sup>さらに法関係の概念にサヴィニー独特の哲学的世界観が反映されていることは確実であり、その一般性は、形式主義的・抽象的なそれではなく、「生き生きとした」「有機的」な性質をもっているとされる。<sup>(45)</sup>つまり以上から、サヴィニーの総則は、その叙述様式においても、基本概念においても、彼の哲学的世界観と共通の内実をもつものであったと言えよう。

## 第4章 まとめ——19世紀前半における学問によるパンデクテン体系の成立

以上、とくに18世紀の終わりにころ以降からサヴィニーの『体系』までのパンデクテン体系の成立過程を、きわめて不十分ながら、かつまたパンデクテン体系のごく限定された局面のみをとりあげたにすぎないが、概観してきた。この概観の内容をここであらためて整理しておきたい。

第一に、パンデクテン式の配列、すなわち、法の一般的通則を前置し、これにつづけて物権、債権、親族、相続の各論を配する配列の成立過程はおおよそ次のようなものである。すなわち、16世紀にいくつかの萌芽が現われ、さらに近世自然法論による下準備がなされたのち、ピュッターの体系論によって「教授法」のための「秩序」が論じられた。その後、まずはフーゴー『現代ローマ法の法学提要』（1789年）により決定的な端緒が与えられた。ついでハイゼの『綱要』（1807年第1版、1819年第3版）において基本的な概要が確立される。サヴィニーがハイゼのこの『綱要』を教科書として用いたこともあり、ハイゼの配列はおおくの法学者の体系の配列に影響を与えた。その後、サヴィニーは自らの見解の集大成として『体系』（1840～1849年）を著わし、そのなかでパンデクテン式の配列について詳細な理論的基礎を与えた。

この当時には、法体系を構築するにあたり、おおくの法学者によって「権利の分類」にかんする理論が展開された。この理論によって法体系の基本的な構成要素が決定されたのである。この点で目につくのは、同時代のなかでのサヴィニーの見解の独創性である。

すなわちサヴィニーは「法関係」を現実内に内在するものと解し、またこれに「法的に規律された人と人の関係」という定義を与えらうえて、その基礎となる「関係」の性質の相違を基礎として法体系の枠組みを構築しようとした。パンデクテン式の配列は、まさのそのような異質な諸関係を基礎とするものとして構築された。

第二に、パンデクテン体系に独特の「総則」については、次のような成立過程が見られる。もともと自然法論においてもある種の一般理論を前置することはなされていたが、総則の理念を定式化したものとしてピュッターの見解が重要である。これはさらにダベロウ、ティボー、フーフェラント、フーゴーら18世紀末から19世紀はじめに活躍した法学者たちにも受け継がれ、多彩な総則の配列の展開を可能にした。またティボーのように学問概念との関連から総則の哲学的説明に論及する者も現われた。

ここで注意しなければならないのは、これらの法学者による、各論をも含めた体系全体の配列は、かならずしもパンデクテン式の配列をとったとはかぎらない、ということである。たとえばティボーの『パンデクテン法の体系』は、公法も含む包括的な内容をもつものであり、総則はそのような法全体の一般理論として設定されている。

その後、そのような総則はハイゼの『綱要』で明確に私法体系の一般理論として設定され、ハイゼの『綱要』がひろく受容されるのにもなつて、総則の配列もまたおおかれすくなかれ他の法学者たちに影響を与えるようになる。それはサヴィニーも例外ではなかった（『パンデクテン講義』1824/25年）。最終的にはそれはサヴィニーにおいて全8冊におよぶ膨大な理論として完成されるにいたる。<sup>(437)</sup>

第三に、他方でそのような総則に含まれる内容について、連続性と変動が見られることも無視することはできない。すでにシュヴァルツの古典的研究が示したように、ここでとくに目につくのは、人・物・行為という3つの基本カテゴリーの処遇をどうするかという問題、そして占有や時効などの学説を総則に設置するか否かの問題、である。

第四に、以上のようなパンデクテン体系の成立過程において無視することができないのは、フーゴーの貢献の重要性である。彼は法源としての自然法を否定して実定法学の構築を志向し、またそれとともにピュッターを受け継いで近代的な体系観念を導入し、パンデクテン式の配列を提起した。また興味深いのは、人・物・行為という彼の私法体系の基本的分類においてカント哲学との明確なつながりを述べていること、他方で「法関

係」という基本術語を導入したことである。

第五に、総則に対する批判の存在も忘れることはできない。総則の内容には多様なものが含まれ、その歴史的展開をたどるのは容易ではない。だがおおよその傾向としては、自然法学派以後、ティボー、ハイゼと基本的な内容は受け継がれてきた。しかし19世紀に入ると、すでにフーゴーにより総則の内容を限定的に捉えるべきことが説かれていた。

さらに1820年代になると、既存の総則のあり方に対して厳しい批判が投げかけられるようになる。その代表的な論者としてガンズとプフタがあげられる。大筋として言うならば、彼らは有機的な個体に内在するものとして「一般的なもの」を捉えており、個体の個性と調和するかぎりで「一般的なもの」の存在意義を認める。法体系と総則の関係も彼らにおいては同様の関係にある。類似の観点はサヴィニーにも見られる。

第六に、以上のようなパンデクテン体系ならびに総則の成立過程において、サヴィニーの見解の際だった独創性が認められる。

そもそもピュッターでは、「体系」は教科書、すなわち教育目的の学説の配列を意味するものだった。ここでは、体系構築を導くのは「教授法」のための方法論的諸原則であり、それを表わすために「最も自然な秩序」「正しい秩序」という表現が用いられた。

ところがティボーでは、カントの学問＝体系という定式のもと、法体系は「類と種への還元」「形式」といった術語で説明されている。そこでは、混乱した素材の集積である法源に法学者が形式としての体系を付与することで、素材に新たな秩序を与えたとされた。ここではピュッターの体系論の性格を受け継ぎつつ、そこにカント的な体系概念の援用という新たな要素を付け加えることで、素材の整序機能としての体系にあらためて学問としての資格を与えることが試みられた。そのさい、総則はそのための不可欠の形式としての意義をもつ。

サヴィニーにおいては、法体系は法制度の体系でもあり、法制度はそれ自体として有機的な性質をもつとともに、その社会関係の局面を現わす法関係とも対応している。サヴィニーにとってこのような法関係は、それ自



身もまた有機体として現実に内在しており、彼はこの法関係の基礎となる関係の性質に着目して、たとえば財産法と家族法の区別を導いている。この点でサヴィニーの法体系は関係を基礎とした秩序として構築されているという特徴があり、法体系の機能は、そのような秩序の「模写」として説明された<sup>(438)</sup>。

## 注

- (397) 前出註118を見よ。
- (398) 前出註123を見よ。
- (399) 前出註158を見よ。
- (400) Savigny, Einleitung zu den Pandekten 1821/1822-1823/1824, in: Mazzacane, 2.A., S.275.
- (401) Savigny, Einleitung zu den Pandekten 1812, 1813-1814, 1828-1833, 1827-1842, in: Mazzacane, 2.A., S.262, 266, 281, 288.
- (402) Lenel, Briefe Savignys an Georg Arnold Heise, S.129.
- (403) Savigny, System I, S.391f. ここで批判の対象として念頭に置かれている法学者が誰かは、これだけでは不明である。総則に「利子」の規定を置いた論者としては、たとえば Heise, Grundriss, 3.A., S.34. がある。またハイゼが総則で利子を扱っているためと思われるが、これを教科書として用いたサヴィニー自身も講義では利子を総則に相当する「一般学説」のなかで扱っている。Savigny, Pandektenvorlesung 1824/25, S.63.
- (404) たとえばすでに初期の方法論講義では、体系を「解釈が処理する多様なものの統一」と定義しつつ、「体系以下にとどまる試み」と「体系を超えた試み、つまり多様なものそれ自身をもはや含んでいない統一を探求する試み」とをあげて、これらを「最も重要な取り違え」として論じている。Savigny, Methodologie 1802/03, in: Mazzacane, 2.A., S.104を参照。
- (405) 『体系』の序文でも類似の指摘がなされている。Savigny, System I, S.XXXV.
- (406) Savigny, System I, S.52.
- (407) Savigny, System I, S.53.
- (408) この点で、ガンス、プフタの見解との類似性が見られる。
- (409) この点につき前出註172参照。
- (410) 以上のような発言が示すかぎり、サヴィニーは明らかに形式主義者ではなく、一般的なものと特殊なものとの調和ある叙述を求めている。ここには、明らかにサヴィニーの哲学的世界観、近時の研究が示すところでは、

- 「客観的観念論」のそれが示されている。この点について前出註280を参照。
- (411) 前出註403を参照。
- (412) この点で参照すべきは、サヴィニーの方法論におけるカントの反省的判斷力の影響である。前出註172のネル論文を参照のこと。またサヴィニー自身が「手腕 [Takt]」を、「定立された規則」により得られる「確実性」ではなく「適切な模範例の研究」に関連づけていることにつき、Savigny, System I, S.XLV を参照。
- (413) Savigny, Pandektenvorlesung 1824/25, S.11-76.
- (414) 前出註306を参照。
- (415) ハイゼの『綱要』とサヴィニーの講義内容を比較すると、若干の省略や分量の多寡はあるものの、下位の項目まで比較的忠実にハイゼの配列に従っていることがわかる。目に付くのはハイゼの『綱要』では第6巻として独立の一部門とされていた「原状回復」がサヴィニーのパンデクテン講義では総則（「一般諸学説」）に含められている点である。Vgl. Savigny, Pandektenvorlesung 1824/25, S.33ff.
- (416) Savigny, System I, S.389. しかしながら以下の引用から分かるように、『体系』の当初の計画として記された配列では「総則」という名称は用いられていない。しかしその一歩で、それに先立つ執筆ノートでは、『体系』全8巻に相当する内容に「総則」という表題が与えられている (Marburg Ms 925/11, Bl.3r. この計画が記されたのは1835年の春ごろ以降と思われる。Vgl. Savigny, System I, S.XLIX. なお遺稿には同年9月とある。Vgl. Marburg Ms 925/11, Bl.4r.)。また Savigny, System VIII, S.VII でも明示的に「本巻 [=第8巻] でもって体系の総則が……終了する」と記されている。
- (417) Savigny, System I, S.III.
- (418) 前出註166以下を参照。
- (419) Savigny, System I, S.390.
- (420) Savigny, System I, S.390f.
- (421) Savigny, System I, S.XXXVI.
- (422) Savigny, System I, S.9ff.
- (423) Coing, Grundzüge, S.293.
- (424) Schröder, Wissenschaftstheorie, S.117ff.
- (425) Rückert, Rez. zu Bohnert, S.504. サヴィニーの総則を念頭に置きつつ、「ここで重要なのは形而上学ではない」とする。
- (426) 前出註194以下を参照。
- (427) Savigny, System I, S.XXXVII.
- (428) 前出註198以下を見よ。
- (429) したがって、最終的にサヴィニーの立場はピュッターの立場とは本質的

- な差異があると考えるべきである。サヴィニー自身もピュッターの见解を自己の立場と異なる「通常の見方」と評している。Savigny, *Methodologie* 1809, in: Mazzacane, 2.A., 225f.
- (430) Rückert, *Rez. zu Bohnert*, S.504. 「そのような総則は、ピュッターからフーゴとハイゼを経由する線に完全に合致しており、それはプフタ (『パンデクテン』) と BGB にも連なる。」
- (431) Savigny, *Besitz*, 7.A., S.53f. なおサヴィニーは、「物」についての一般的規定も、総則ではなく、『体系』の各論 (第2巻「物権法」) で扱うつもりだったようである。『体系』に関連する遺稿群のなかに物権法の部分の目次案が残されている (Marburg Ms.925/11, Bl.29ff., 59f.)。それによれば、物権法の部門には固有の「総則」が置かれ、次のような配列が予定されていた。1. 物権の概念、2. 物権の種類、3. 物権の主体、4. 物権の対象 (物)、5. 物権の行使、6. 物権の取得、7. 物権の喪失、8. 物権による訴え。なおサヴィニーにおける「物」の概念について Rūfner, *Sachen*, S.311を参照。
- (432) Savigny, *System I*, S.7f., 331ff.
- (433) 拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序」177頁以下 (「3 外的体系と法関係」) を参照。
- (434) 拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序」170頁参照。
- (435) 拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序」171頁参照。
- (436) Rückert, *Idealismus*, S.342.
- (437) 以上のパンデクテン体系および総則の歴史的展開については、現在でも Schwarz, *Zur Entstehung* が古典的研究であり、本稿も多くをこれ (およびその邦訳) に負っている。
- (438) 以上のドイツ近代法学史における体系の概念史の理解については、本稿では Schröder, *Wissenschaftstheorie*, S.114ff. に基本的に依拠している。

## 文献リスト

### 一次文献

- Blume, Friedrich: *Grundris de Pandektenrechts*, Halle 1829.
- Burchardi, Georg Christian: *System des Römischen Rechts im Grundriss zum Behuf civilistisch-dogmatischer Vorlesungen*, Bonn, 1823.
- Dabelow, Christoph Christian von: *System des gesammten heutigen Civil-Rechts*, Bd. I-II, 2. umgearb. Ausg., Halle 1796.
- Feuerbach, Paul Johann Anselm: *Über Philosophie und Empirie in ihrem Verhältnis zur positiven Rechtswissenschaft* (1804), in: H. Blumenberg u. a. (Hrsg.), *Tehorie der Erfahrung in der Rechtswissenschaft des 19. Jahrhunderts. Zwei methodische Schriften*, Frankfurt a. M. 1968., 61-100.

- Gans, Eduard: System des Römischen Civilrechts im Grundrisse, Berlin 1827.
- Gans, Eduard: Das Erbrecht in weltgeschichtlicher Entwicklung, Bd. 1, Aalen 1963 (Neudruck der Ausgabe Berlin 1824).
- Göschen, Johann Friedrich Ludwig: Vorlesungen über das gemeine Civilrecht, Bd. I-III, Göttingen, 1838-1840.
- Heise, Georg Arnold: Grundriss eines Systems des gemeinen Civilrechts, 3. Auflage, Heidelberg 1819 (Nd. 1997).
- Hufeland, Gottlieb: Institutionen de gesammten positiven Rechts oder systematische Encyclopädie der sämmtlichen allgemeinen Begriffe und unstreitigen Grundsätze aller in Deutschland geltenden Rechte, 2. Aufl., Jena 1803.
- Hufeland, Gottlieb: Lehrbuch des in den deutschen Ländern geltenden gemeinen odersubidiarischen Civilrechts, I-II, Gießen 1808-1814.
- Hugo, Gustav: Institutionen des heutigen Römischen Rechts, Berlin 1789.
- Hugo, Gustav: Lehrbuch eines civilistischen Cursus, 2., ganz von neuem ausarb. Versuch, Berlin, 1799. Erster Band, welcher, als allgemeine Einleitung in die Jurisprudenz überhaupt und den civilistischen Cursus ins besondere, die juristische Encyclopädie enthält.
- Hugo, Gustav: Lehrbuch des Naturrechts, als einer Philosophie des positiven Rechts, 2. Versuch, Berlin 1799.
- Hugo, Gustav: Lehrbuch des heutigen Römischen Rechts, 5te sehr veränderte Ausgabe. Berlin, 1816.
- Hugo, Gustav: Lehrbuch eines civilistischen Cursus, Erster Band, welcher, als allgemeine Einleitung die juristische Encyclopädie enthält. 8te, vermehrte und verbesserte, aber auch abgekürzte Ausgabe, Berlin, 1835 (Nd. 1997).
- Mackeldey, Ferdinand: Lehrbuch des heutigen römischen Rechts, I-II, 7. Ausg., Gießen 1827.
- Mühlenbruch, Christian Friedrich, Lehrbuch des Pandekten-Rechts, Bd. I-III Halle, 1835-1837.
- Puchta, Georg Friedrich: Lehrbuch für Institutionen-Vorlesungen, München 1829.
- Puchta, Georg Friedrich: Zu welcher Classe von Rechten gehört der Besitz? Beantwortet durch eine Classification der Rechte überhaupt, in: ders., kleine civilistische Schriften, hrsg. von A. A. Fr. Rudorff, 1851, S. 239-258.
- Puchta, Georg Friedrich: Betrachtungen über alte und neue Rechtssysteme, in: ders., kleine civilistische Schriften, hrsg. von A. A. Fr. Rudorff, 1851, S. 221-238.
- Puchta, Georg Friedrich: Cursus der Institutionen, Bd. 1, Leipzig, 1841 (Nd. 1997).
- Pütter, Johann Stephan: Neuer Versuch einer Juristischen Encyclopädie und Methodologie, Göttingen 1767.

- Savigny, Friedrich Carl von: Das Rechts des Besitzes, Gießen, 1803.
- Savigny, Friedrich Carl von: Das Rechts des Besitzes, 7. Auflage. Aus dem nachlass des verfassers und durch Zusätze des Herausgebers verneht von Adolf Friedrich Rudorff. Neudruck der Ausgabe Wien 1865, 1990.
- Savigny, Friedrich Carl von: Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Heidelberg, 1814.
- Savigny, Friedrich Carl von: Recension. N. Th. v. Gönner, über Gesetzgebung und Rechtswissenschaft in unserer Zeit, in: ders., Vermischte Schrifte, Bd. 5, Berlin 1850 (Nd. 1981), S. 115-172.
- Savigny, Friedrich Carl von: System des heutigen Römischen Rechts, Bd. I-VIII, Berlin 1840-1849.
- Savigny, Friedrich Carl von: Vorlesungen über juristische Methodologie 1802-1842, herausgegeben und eingeleitet von Aldo Mazzacane, Neue, erweiterte Ausgabe, Studien zur europäischen Rechtsgeschichte, Bd. 174, Frankfurt am Main, 2004.
- Savigny, Friedrich Carl von: Pandektenvorlesung 1824/25, hg. v. Horst Hammen, Frankfurt am Main 1993.
- Seuffert, Johann Adam: Lehrbuch des praktischen Pandektenrechts, I-III, Würzburg 1825.
- Thibaut, Anton Friedrich Justus: Juristische Encyclopädie und Methodologie zum eignen Studio für Anfänger, und zum Gebrauch academischer Vorlseungen entworfen, Altona 1797.
- Thibaut, Anton Friedrich Justus: System des Pndekten-Rechts, I-II, Jena 1803.
- Thibaut, Anton Friedrich Justus: System des Pandekten-Rechts, 2., durchaus verm. und verb. Aufl., I-III, Jena 1805-1806.
- Unterholzner, Karl August Dominik: Über die Classification der Privtrechte, in: ders., Juristische Abhandlungen, München 1810.

## 二次文献

- Björne, Lars: Deutsche Rechtssysteme im 18. und 19. Jahrhundert, Ebelsbach 1984.
- Buschmann, A.: Rechtszyklopädie, in: HRG 4, Sp283ff.
- Coing, Helmut: Einleitung, in: J. von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetzes und Nebengesetzen 12., neubearbeitete Auflage, 1980 Berlin, S. 1-123.
- Coing, Helmut: Grundzüge der Rechtsphilosophie, Fünfte Auflage, 1993 Berlin/New York.
- Coing, Helmut: Geschichte und Bedeutung des Systemdenkens in der Rechtswissenschaft, in: ders., Gesammelte Aufsätze zu Rechtsgeschichte, Rechtsphilosophie und

- Zivilrecht 1947-1975, Bd.1, Frankfurt am Main 1982, S. 191-207.
- Coing, Helmut: Europäisches Privatrecht, Bd. II (19. Jahrhundert), München 1989.
  - Ebel, Wilhelm: Der Göttinger Professor Johann Stephan Pütter aus Iserlohn, Göttingen 1975.
  - Haferkamp, Hans-Peter: Georg Friedrich Puchta, Studien zur europäischen Rechtsgeschichte Bd. 171, Frankfurt am Main 2004.
  - Kiefner, Hans: A. F. J. Thibaut, in: SZRom. Abt. 77 (1960), 304-344.
  - Kiefner, Hans: Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert, in: Philosophie und Rechtswissenschaft, Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert, hg. v. J. Blühdorn und J. Ritter, 1969 Frankfurt am Main, S. 3-25.
  - Kleinhyer/Schröder (Hrsg.): Deutsche und Europäische Juristen aus neuen Jahrhunderten, 4. Auflage, 1996, Heidelberg.
  - Lenel, Otto: Briefe Savignys an Georg Arnold Heise, in: SZRom. Abt. 36 (1915), 96-156.
  - Luig, Kluas: Mos gallicus, mos italicus, in: HRG 3, Sp. 691-698.
  - Mohnhaupt, Heinz: Recht, Natur und Geschichte als Argument, Quelle und Autorität in deutschen Rechtszyklopädiën des 18. und frühen 19. Jahrhundert, in: François Kervégon und Heinz Mohnhaupt (Hg.), Recht zwischen Natur und Geschichte, Frankfurt am Main 1997, S. 73-102.
  - Mohnhaupt, Heinz: Methode und Ordnung der Rechtsdisziplinen und ihrer „Hilfswissenschaften“ in den Rechtszyklopädiën des 18. und frühen 19. Jahrhunderts, in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte, 21. Jahrgang (1999), Nr. 1, S. 85-102.
  - Nörr, Dieter: Savignys Anschauung und Kants Urteilskraft, in: Norbert Horn (Hrsg.), Europäisches Rechtsdenken in Geschichte und Gegenwart Festschrift für Helmut Coing zum 70. Geburtstag, München 1982, Bd. 1, SS. 615-636.
  - Rohls, Michael: Kantisches Naturrecht und historisches Zivilrecht, Wissenschaft und bürgerliche Freiheit bei Gottlieb Hufeland (1760-1817), Baden-Baden 2004.
  - Rückert, Joachim: Rezension zu Joachim Bohnert, Über die Rechtslehre Georg Friedrich Puchtas, Karlsruhe 1975, in: SZRom. Abt. 93 (1976), S. 497-512.
  - Rückert, Joachim: Idealismus, Jurisprudenz und Politik bei Friedrich Carl von Savigny, Ebelsbach 1984.
  - Rückert, Joachim: Heidelberg um 1804, oder: die erfolgreiche Modernisierung der Jurisprudenz durch Thibaut, Savigny, Heise, Martin, Zachariä u. a., in: Friedrich Strack (Hg.), Heidelberg im Säkularen Umbruch, Traditionsbewußtsein und Kulturpolitik um 1800, Stuttgart, 1987, S. 83-116.
  - Rückert, Joachim: Autonomie des Rechts in rechtshistorischer Perspektive, Hannover 1988.

- Rückert, Joachim: „...daß dies nicht das Feld war, auf dem er seine Rosen pflücken konnte...“ ? Gustav Hugos Beitrag zur juristischen-philosophischen Grundlagendiskussion nach 1789, in: ARSP Beiheft 37, Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts, S. 94-128.
- Rückert, Joachim: Juristische Methode und Zivilrecht beim Klassiker Savigny (1779-1861), in: Joachim Rückert (Hrsg.), unter Mitarbeit von Frank Laudenlos, Michael Rohls und Wilhelm Wolf, Fälle und Fallen in der neueren Methodik des Zivilrechts seit Savigny, Baden-Baden 1997, 23-69.
- Rückert, Joachim: Zur Legitimation der Vertragsfreiheit im 19. Jahrhundert, in: Naturrecht im 19. Jahrhundert, Kontinuität - Inhalt - Funktion - Wirkung, hg.v. Diethelm Klippel, Goldbach 1997, S. 135-183.
- Rückert, Joachim: Savignys Hermeneutik - Kernstück einer Jurisprudenz ohne Pathologie, in: Jan Schröder (Hg.), Theorie der Interpretation vom Humanismus bis zur Romantik - Rechtswissenschaft, Philosophie, Theologie, Stuttgart 2001, 287-327.
- Rückert, Joachim: Thibaut - Savigny - Gans: Der Streit zwischen „historischer“ und „philosophischer“ Rechtsschule, in: R. Blänkner, G. Göhler u. N. Waszek (Hersg.), Eduard Gans (1797-1839), Leipzig 2002, S. 247-311.
- Rückert, Joachim: Das BGB und seine Prinzipien: Aufgabe, Lösung, Erfolg, in: Schmoeckel u. a. (Hg.), Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB, Bd. 1, S. 34-122.
- Rübner, Thomas: Sachen und Tiere, in: Schmoeckel u. a. (Hg.), Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB, Bd. 1, S. 306-353.
- Schmoeckel, Mathias: Der Allgemeine Teil in der Ordnung des BGB, in: Schmoeckel u. a. (Hg.), Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB, Bd. 1, S. 123-165.
- Schnack, Ingeborg (hg.): Der Briefwechsel zwischen Friedrich Carl von Savigny und Stephan August Winkelmann (1800-1804) mit Dokumenten und Briefen aus dem Freundeskreis. Marburg 1984.
- Schröder, Jan: Wissenschaftstheorie und Lehre der „praktischstem Jurisprudenz“ auf deutschen Universitäten an der Wende zum 19. Jahrhundert, Frankfurt am Main, 1979.
- Schröder, Jan: Naturrecht und positives Recht in der Methodenlehre um 1800, in: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Beiheft, Nr. 37 (1990), S. 129-140.
- Schröder, Jan: Recht als Wissenschaft, München, 2001.
- Schwarz, Andreas B.: Zur Entstehung des modernen Pandektensystems, in: ders., Rechtsgeschichte und Gegenwart, Karlsruhe 1960, S. 1-25.
- Stinzing/Landsberg: Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abteilung 3, Hlbband 2, Text, 2. Neudruck der Ausgabe, München 1910 (Nd. 1978).
- Stinzing/Landsberg: Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abteilung 3,

- Hlbband 2, Noten, 2. Neudruck der Ausgabe, München 1910 (Nd. 1978).
- Troje, Hans Erich: Wissenschaftlichkeit und System in der Jurisprudenz des 16. Jahrhunderts, in: Philosophie und Rechtswissenschaft, Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert, hg. v. J. Blühdorn und J. Ritter, 1969 Frankfurt am Main, S. 63-88.
  - Wieacker, Franz: Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2te neubearbeitete Auflage, Göttingen 1967.
  - 石部雅亮編、ドイツ民法典の編纂と法学、1999年、九州大学出版会。
  - 石部雅亮、啓蒙期自然法学から歴史法学へ——18世紀ドイツの法学教育の改革との関連において——、河内宏・大久保憲章・采女博文・児玉寛・川角由和・田中教雄編集、市民法学の歴史的・思想的展開（原島重義先生傘寿）、2006年、信山社。
  - ヴィーアッカー、フランツ、近世私法史、鈴木祿弥、1951年、創文社。
  - ガーイウス、法学提要、佐藤篤士監訳、早稲田大学ローマ法研究会訳、2002年、敬文堂。
  - 河上倫逸、ドイツ市民思想と法理論、1978年、創文社。
  - 河上倫逸、法の文化社会史、1989年、ミネルヴァ書房。
  - カント、自然科学の形而上学的原理（犬竹正幸訳）、『カント全集』第12巻、2000年、岩波書店、所収。
  - カント、人倫の形而上学＜法論＞（加藤新平・三島淑臣訳）、野田又夫責任編集『カント』（世界の名著39）1979年、中央公論社、所収。
  - コーイング、H、法学における体系化思考の歴史と意味（埴浩訳）、『撰南法学』創刊号（1989年2月）、所収。
  - シュヴァルツ、A・B、近代パンデクテン体系の生成（埴浩訳）、『撰南法学』創刊号（1989年2月）、所収。
  - 東尚史、ヨハン・シュテファン・ピュッターの法理論——体系と歴史——（1）（2）、『法学論叢』第159巻1号、第159巻2号、所収。
  - ヘーゲル事典、加藤尚武＋久保陽一＋幸津國夫＋高山守＋滝口清栄＋山口誠一、1992年、弘文堂。
  - 耳野健二、サヴィニーの法思考——ドイツ近代法学における体系の概念、1998年、未来社。
  - 耳野健二、＜関係＞を基礎とする法秩序——サヴィニー法体系論における法関係の意義、『Historia Juris 比較法史研究』第14巻、所収。
  - リュッケルト、ヨアヒム、古典法学者サヴィニー（1779-1861年）における法学の方法と民法（耳野健二訳）、『産大法学』第39巻2号、所収。